

令和7年度の高槻市立学童保育室の入室申請について

1 高槻市の学童保育の現状と待機児童について

本市では待機児童解消に向け、民間学童保育室の設置等の施策を実施しているところですが、マンションの建設による児童数の増加などにより、毎年、学童保育室を希望する児童数が変動するため、一部では待機児童が生じている公立学童保育室があります。

公立学童保育室では、待機児童への対応として、1室につき、定員40人を超えて入室申請があった場合、部屋の大きさに応じ、最大60人まで受け入れを行っています。ただし、受入人数を超える申請があった場合は、選考により入室許可を行い、その結果によっては、待機をお願いする場合があります。

※ 学童保育室によっては、部屋の大きさにより最大の受入人数が60人を下回る場合があります。

2 選考について

公立学童保育室への入室許可は、入室選考基準に基づいて行います。入室選考にあたっては、以下の項目などを勘案し、入室許可の決定を行います。

- 学童保育料の減免申請をしている生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯
- ひとり親世帯等の家庭状況 ○ 児童の学年
- 高槻市学童保育室条例第3条第2号に定める監護に欠ける程度（保護者の就労状況、家族構成等）

※ 選考は入室申請書及び要件確認書類(就労証明書等)の提出書類を基に行います。20歳未満及び65歳以上の同居者、障がい児の保護者についても選考に影響する場合がありますので、保育ができない状況にある方全員分の要件確認書類をご提出ください(提出がない方については、選考時「無職」の扱いとなります)。

※ 学童保育室への入室は、年度毎に、入室申請・入室決定を行っています。現在(本年度)入室していることが、来年度の入室を保証するものではありません。

3 入室許可通知について

- 入室許可通知には、「児童調査票」、「安全カード」、「アレルギー調査票」が同封されています。すべて記入し、入室予定の学童保育室へご提出ください。新1年生等、入室説明会に参加される場合は、説明会時にご提出ください。前年度から引き続き同じ学童保育室に入室される児童は、令和7年2月22日(土)までに、学童保育室にご提出ください。
- 入室を辞退される場合は、3月21日(金)までに子ども育成課までご連絡ください。辞退の連絡がない場合、4月以降の保育料が発生しますのでご注意ください。

4 待機となった場合について

- 今後、希望する学童保育室に空きが出た場合は、入室選考時に決定した待機順位で、子ども育成課から電話にて入室のご案内をいたします。待機順位のお問い合わせについては、子ども育成課までご連絡ください。

※ 子ども育成課の電話番号は **(072-674-7656)** です。

- 希望する公立学童保育室を待機となられた場合、近隣の民間学童保育室、別の小学校の公立学童保育室で定員に空きがあれば、申請されている保育室を待機状態のまま、そちらへ入室することもできます。

・ 民間学童保育室を利用する場合

募集状況・開室日・保育内容等の **問い合わせ及び入室申請は、直接、民間学童保育室までお願いします。**

※ 市役所子ども育成課での申請受付は行いません。(申請時に要件書類の再提出は不要です。)

※ 民間学童保育室の入室許可等はそれぞれの事業者より保護者に通知します。

民間学童保育室の概要【一覧】は [こちら](#)



・ 他の公立学童を利用する場合

2月17日(月)までに子ども育成課に申請(改めて入室申請書の提出が必要ですのでご注意ください。)

※ 申請時に要件書類(就労証明書等)の再提出は不要

5 その他

当初受付期間分の入室決定通知後(令和7年1月末予定)は、待機分及び2月17日(月)までの当初期間外申請受付期間分を合わせて再度選考を行い、入室予定者と待機順位を決定します。2月18日(火)以降は入室希望月の前月15日までを期限に随時申請を受け付けた後、同様の手続きを行います。

(問い合わせ先)
高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム
TEL 072-674-7656